

最高裁第三小法廷への上申書

最高裁第三小法廷の裁判長及び判事の皆様のご活躍に心から敬意を表します。私は、現在、第三小法廷で審理されている、薬害イレッサ事件の原告の方々に支援してきました。私は、最高裁第三小法廷が薬害イレッサ事件について、道理ある解決の道を示して欲しいと願っています、そのために今回上申書を提出させていただけだいたいと思います。

また、私は[]の会員でもあります。薬害イレッサ事件が、薬害事件の中でも稀に見るほど犠牲者が多く、重大な事件との認識から、私は[]の会員として、裁判の節節に二十数首の短歌を詠んできました。

今日はその中の三首だけ紹介させていただきます。拙い短歌ですが、歌意を汲みとっていただければ幸いです。

マスコミは「夢の新薬」と讃えしもイレッサの害死者は八百を越す

肺がんを治す薬と信じつつ飲みしが余命縮めることに

親よりも先に逝きたる娘が不憫薬害死なればなおさらのこと

イレッサの発売前マスコミは、「夢の新薬」と大宣伝しました。その背景には製薬企業アストラゼネカ社の様々な戦略があったのではないかと思います。

二〇〇二年の発売と同時に患者は服用し、僅か三年で五五七人も副作用死亡者を出すに至りました。二〇一一年九月末現在八四三人に被害は拡大しました。薬害被害史上これほどの犠牲者をだした例はなかったと思います。

患者は治りたい一心でイレッサを服用し、結果として余命を縮めることになってしまいました。

また、原告の娘さんは三十一歳という若さでイレッサの犠牲になりました。人生これからという若さで：：。どんなに生きたかったらうかと思えます。原告の無念さ切つなさが痛い程感じられます。

全国で八百四十人以上もの犠牲者を出し辛い思いをさせながら、企業も国も責任を問われない東京高裁判決は到底納得のできないものです。アストラゼネカ社には重大な社会的責任、とりわけ薬の安全性に対する責任は重大なものが

あり、国には指導・監督責任があるはずです。

そこで、最高裁第三小法廷の裁判長及び判事、担当の調査官の皆様にお願
いたしたのは、この事件の口頭弁論を開いて、原告の意見陳述の機会を与えてほ
しいこと、そして原告をはじめ全国の犠牲者、遺族が納得できる判決、判断を
下していただきたいということを要望して上申書の結びと致します。

二〇一二年 四月 十九日

戸田市

番地

秋元

勇


最高裁第三小法廷 御中